

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
マルワ興業 株式会社	代表取締役 宇賀 恒介	知事許可（般） 第 9856 号	高知県幡多郡三原村 上下長谷 1 4 0 - 2

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 3 年 12 月 22 日から令和 4 年 3 月 21 日まで (3 月)
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った県発注の政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第 7 条第 2 号及び同法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 19 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（1）（県発注工事に関する建設業法違反）に該当</p>